

4 新たな重点項目に係る具体的施策一覧（再掲）

重点項目	基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	指標	具体的事業	担当課
1 方針決定の場への女性の参画促進	II あらゆる場での共同参画								
	1 方針・施策決定の場における女性の参画促進								
	9 女性のエンパワーメントへの支援								
	(16)人材の発掘と育成を図る				1	市民グループと市が協働して、女性の能力・資質の向上を図るための講座を継続して開催する		エンパワーメント講座、ステップアップ講座	市民活動課
					2	市民の学習機会の選択の幅を広げ、学んだ成果を活用できるような機会を提供するため、公民館講座等を実施する	○		生涯学習課
	11 行政における積極的な参画の推進								
	(20)各種審議会等における女性の登用を促進する				1	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・施策決定の場への女性の参画を進める	○		全庁
					2	女性委員のいない審議会等を解消するように努める			全庁
					3	エンパワーメント講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登録し、審議会等への登用をPR、活用を促進する	○		市民活動課
	3働く場における促進								
	15 農業・商工業等の自営業に従事する女性の実質的平等の推進								
	(31)自営業・農業に従事する女性のエンパワーメントを支援する				1	農村生活アドバイザー、安城地区生活改善実行グループへの活動を支援する		農業後継者確保対策事業（農村生活アドバイザー、生活改善実行グループ）、郊外の先進施設の見学、研修	農務課
					2	商工会議所の女性会において、女性のネットワークづくりを進め、各組織への女性の参画を促すよう支援する		商工会議所の会報に「女性会だより」毎月掲載	商工課

重点項目	基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	指標	具体的事業	担当課
地域活動への参加促進	Ⅱあらゆる場での共同参画	2地域生活・地域社会における促進	12 地域活動への参画促進	(22)地域活動・ボランティア活動に参画するきっかけづくりを進める	1	あんじょう市民活動情報サイトを通して地域活動やボランティア活動などの情報を提供する	○		市民活動課
					2	企業の地域活動・ボランティア活動に関するサイトへ情報を提供する		トヨタグループが運営する情報サイト(スマイルゆうネット)と連携し、情報提供	市民活動課
					3	退職後の世代をはじめ、市民が地域活動・ボランティア活動へ参画するための講座や研修を開催する	○	スキルアップ講座	市民活動課
				(23)地域活動・ボランティア活動に継続して参画しやすい環境づくりを進める	1	安城市民活動センターなどにおいて、地域活動・ボランティア活動についての相談業務を行い、参画を支援する	○		市民活動課
									社会福祉協議会
					2	安城市民活動センターなどにおいて、市民・市民グループのネットワークづくりや情報交換を行い、地域活動・ボランティア活動へ参画するきっかけをつくる	○	市民活動センター・わくわくサロン開催	市民活動課
							○	生涯学習ボランティアセンターの活用	生涯学習課
							○	ボランティア連絡協議会への支援	社会福祉協議会
					3	男女共同参画の活動において、男性グループ等への参画を呼びかける			市民活動課
					4	企業への労働時間短縮やボランティア休暇、年次休暇の取得促進などを啓発するため、商工会議所会報に掲載を依頼し、事業所への啓発を行う			商工課
					5	公民館講座や市民協働講座修了生の事後活動団体が生涯学習事業へ参画することを支援する		シルバーカレッジ卒業生による活動の支援	生涯学習課
					6	町内福祉委員会の活動を通じて、男性が地域福祉活動に参加する機会を拡充する			社会福祉協議会
				(24)女性リーダーを育成し、登用を促進する	1	方針・施策決定の場に女性リーダーの登用を促進するために、男女共同参画についての研修会等を行う		エンパワーメント講座、フォローアップ講座等	市民活動課
					2	女性リーダーを育成するため、県等が行う研修会や講座へ市民を派遣する			市民活動課
								指導者研修会	生涯学習課

重点項目	基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	指標	具体的事業	担当課	
3 ドメスティック・バイオレンスへの対応	Ⅲ 男女の共生と自立・参画を進める環境の整備									
	2人権の擁護と自立への支援									
	19 ドメスティック・バイオレンスの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実									
	(40)被害者を早期発見する体制づくりを進める					1	女性や児童に対する暴力の実態を把握するための調査を実施する	平成20年度市民意識調査(ドメスティック・バイオレンスに関する項目)	市民活動課	
						2	市民向けの講座においてドメスティック・バイオレンスや児童虐待に対する認識を深めるための内容を取り上げる		市民活動課	
						3	女性や児童に対する暴力への認識を深め、被害者を早期発見することができるよう窓口職員や保育士などへの研修を実施する	○	ドメスティック・バイオレンス(DV)研修	市民活動課
						4	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の案内パンフレットを作成し、PRする		ミニパンフレット(DV)を地区公民館や市内ショッピングセンター女子トイレ、医療機関ほかの窓口に設置	市民活動課
						5	女性や児童に対する暴力の根絶に向けて意識啓発を推進する		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせた広報、HPIによる啓発、ドメスティック・バイオレンスに関するパンフレットの作成、配布等	市民活動課
						6	ドメスティック・バイオレンスの実態把握に努めるとともに、被害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実し、その周知を図る		市民相談室・県女性相談員と連携	社会福祉課
						7	被害者の早期発見のため、教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発を行う		市民活動課発行 市民向けパンフレット(一人で悩まないで)を1歳6か月児、3歳児健診等の待合に設置	健康推進課
									幼児児童生徒虐待の早期発見に向けた取組の指導計画を、学校(園)経営案に提示	学校教育課
	(41)庁内及び関係機関との連携を強化する					1	情報の共有化と被害者への支援体制の確認を行うため、庁内において関係部署との連絡会を定期的に開催する	○	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策庁内連絡会	市民活動課
2						虐待等防止地域協議会を中心に、県・警察・児童相談センター・社会福祉事務所など関係機関との連携を図り、虐待対応相談体制の充実・強化を図る	○	虐待対応への検討のため代表者会議(2回)実務者会議(12回)個別ケース検討会議(4回)を実施した	社会福祉課	